

マージン率等に係る情報提供

株式会社パソナマスターZ

東京事業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日))

記

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 令和3年6月1日付け派遣労働者数 | 140人 |
| 2 | 令和2年度 派遣先事業所数(実数) | 58件 |
| 3 | 令和2年度 労働者派遣に関する料金の平均額
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)) | 24,137円 |
| 4 | 令和2年度 派遣労働者の賃金の額の平均額
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)) | 18,739円 |
| 5 | 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
(弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を
含んだものです) | 22.4% |
| 6 | 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 | |

キャリアコンサルティングの相談窓口 東日本営業部長 Tel03-6832-7370

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	実施時間/人
入職時研修	新規採用者	Off-JT	弊社	無償	有給	10分
能力向上研修	長期継続中の希望者	Off-JT	弊社	無償	有給	年8時間

※職務内容に応じビジネスマナー、PC、ワークライフバランス、Web利用研修を実施

- | | | |
|---|----------------------------|--------------------|
| 7 | 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無 | 有り |
| 8 | 上記労使協定の有効期間 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
| 9 | 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |

以上